

受験資格

介護支援専門員実務研修受講試験を受験するには、次の全ての要件を満たしていることが必要です。
いずれか1つでも要件を欠く場合は受験できません。

- (1) 受験地が大分県であること
- (2) 資格等の基準に該当すること
- (3) 一定の実務経験年数、従事日数を満たすこと

(1) 受験地が大分県であること

- ① 申込時において、受験資格に該当する業務に従事している場合、その勤務地が大分県内であること。
- ② 申込時において、受験資格に該当する業務に従事していない場合、住所地が大分県内であること。(受験対象となる資格は有しているが現在勤務していない、あるいは他の業務に従事している場合)

(2) 資格等の基準に該当すること

(3) 一定の実務経験年数、従事日数を満たすこと

(2)(3)については、次の受験資格対象業務に該当し、実務経験の要件を満たすことが必要です。

受験資格対象業務

区分	受験対象者	必要実務経験期間
ア	法定資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師 理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む) 又は精神保健福祉士	区分ア・イを通算した 実務経験期間が、 5年以上、かつ 当該業務に従事した 日数が900日以上
イ	相談援助業務 別紙に掲げる相談援助業務に従事する者	

- ① 区分アに該当する法定資格を持つ者の当該業務に従事した期間は、当該資格の「登録日以降」の間であること、かつ、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間です。
- ② 受験対象者の具体的な判断については、受験対象者ア・イの区分に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する直接的な対人援助ではない業務(研究、教育、事務等)を行っているような期間は、実務経験期間に含まれません。
- ③ 実務経験の期間とは、受験申込者が受験資格である業務を行っていた期間をいいます。
(育児休業、病気休業、介護休業、退職期間は除く。ただし、産前産後休暇(業)は、実務経験期間に算入されます。)
- ④ 実務経験期間の日数換算については、1日の勤務時間が短い場合も1日勤務したものとみなします。
- ⑤ 従事した日数とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数であり、休日、休暇、病気、退職等で業務に従事しなかった日は含まれません。
- ⑥ 必要実務経験期間は、試験日の前日(令和元年10月12日)までに満たしていることが必要です。

別紙(相談援助業務に従事する者)

次に掲げる施設等において必要とされている相談援助業務に従事する者

イ - 1

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する**特定施設入居者生活介護**にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号に規定する「生活相談員」

イ - 2

介護保険法第8条第21項に規定する**地域密着型特定施設入居者生活介護**にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号に規定する「生活相談員」

イ - 3

介護保険法第8条第22項に規定する**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号に規定する「生活相談員」

イ - 4

介護保険法第8条第27項に規定する**介護老人福祉施設**にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する「生活相談員」

イ - 5

介護保険法第8条第28項に規定する**介護老人保健施設**にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する「支援相談員」

イ - 6

介護保険法第8条の2第9項に規定する**介護予防特定施設入居者生活介護**にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号に規定する「生活相談員」

イ - 7

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する**計画相談支援**にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する「相談支援専門員」

イ - 8

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する**障害児相談支援**にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する「相談支援専門員」

イ - 9

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する**生活困窮者自立相談支援事業**にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する「主任相談支援員」